

兵ト発第 243号

公告第 457号

公 告

兵庫トヨタ自動車健康保険組合の保有する直営保養所の利用率向上を図るため、利用規程の第3条及び第9条の一部を別紙の通り改正し、平成24年2月17日付で届け出たので公告する。

平成24年3月12日

兵庫トヨタ自動車健康保険組合
理事長 瀧川博司